

平成 30 年

総務産経常任委員会会議録

平成30年7月10日

田上町議会

平成30年第3回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成30年7月10日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 8番 | 熊 倉 正 治 君 |
| 2番 | 藤 田 直 一 君 | 11番 | 池 井 豊 君 |
| 4番 | 渡 邊 勝 ・ 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君 | | |
- 4 欠席委員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|---------|--------|-------|
| 町 長 | 佐 野 恒 雄 | 産業振興課長 | 佐 藤 正 |
| 総務課長 | 吉 澤 深 雪 | 政策推進係長 | 渡 辺 聡 |
| 地域整備課長 | 土 田 覚 | | |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 林 亨 |
| 書記 | 中 野 祥 子 |
- 7 傍聴人
- | | | | | |
|------|------|------|------|-------|
| 議会議員 | 高橋秀昌 | 議会議員 | 中野和美 | 三條新聞社 |
|------|------|------|------|-------|
- 8 本日の会議に付した事件
- 承認第 6号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第13号）の報告について中
第1表 歳 入
第2表 歳出の内
2款 総務費
- 承認第 7号 専決処分（平成30年度田上町一般会計補正予算（第1号）の報告について
- 承認第 8号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第2号）の報告について

- 承認第 9号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告について中
第1表 歳入
- 議案第42号 田上終末処理場水処理施設（電気設備）改築更新工事請負契約について
- 議案第43号 平成30年度田上町一般会計補正予算（第4号）議定について中
第1表 歳入
第1表 歳出の内
1款 議会費
2款 総務費（第1項、5項）
6款 農林水産業費
7款 商工費
8款 土木費
9款 消防費
第2表 地方債補正
- 議案第44号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 議案第45号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長（高取正人君） 時間にまだ少し早いようですが、皆さん着席なので、始めたいと思います。

今日はお暑い中ご参集していただき、ありがとうございました。先週の後半にちよっと豪雨がありまして、新潟県には被害がなかったのですが、九州北部から近畿地方にかけて豪雨ということで、大分被害が出ているようで、死傷者もありますので、ご冥福をお祈りしたいと思います。

今日は総務産経常任委員会の付託案件審査ということで進めていきたいと思えます。冒頭に傍聴人の申請が高橋議員、中野議員、三條新聞社様から出ていまして、これを許可してあります。

では、町長の挨拶をお願いします。

町長（佐野恒雄君） おはようございます。今ほども高取委員長さんから話がございまして、今回の豪雨、もう本当に目を疑いたくなるような甚大な被害が出ております。大勢の方が亡くなられておりますが、亡くなられた方々のご冥福を祈りますと同時に、被害に遭われた方々の皆様のお見舞いを申し上げたいなと思っております。一日も早くといえますか、迅速な災害対応を政府に求めたいと思えます。

今日は総務産経常任委員会ということで、付託されました議案が何件がございまして。慎重にご審議をいただきたいというふうに思えます。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

総務産経常任委員長（高取正人君） では、早速議事に入らせていただきます。

本委員会に付託されました案件は、承認第6号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告についての中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち2款総務費、承認第7号 専決処分（平成30年度田上町一般会計補正予算（第1号））の報告について、承認第8号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について、承認第9号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告についての中、第1表、歳入、議案第42号 田上終末処理場水処理施設（電気設備）改築更新工事請負契約について、議案第43号 平成30年度田上町一般会計補正予算（第4号）議定についての中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、

1 款議会費、2 款総務費、6 款農林水産業費、7 款商工費、8 款土木費、9 款消防費、第2表、地方債補正、議案第44号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第45号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定についてです。

最初に、ちょっと承認第7号、専決処分の護摩堂林道分について現地を視察したいと思いますので、産業振興課のほうから概要の説明と現地を確認したいと思います。

産業振興課、説明をお願いします。

産業振興課長（佐藤 正君） 改めましておはようございます。

委員長から今ほどお話がありましたとおり、今回の議会に報告ということで専決させていただいております護摩堂林道の路肩の崩壊に係ります仮復旧の工事を4月16日付けで専決をさせていただいている案件につきまして、皆様から現地のほうごらんいただきたいというふうに考えております。倒木といいますか、路肩の崩壊につきましては現地、今お写真お配りしたと思うのですが、路肩の脇に大木がありまして、大雪によりまして、その雪の重みで根ごと川のほうに倒れてしまいまして、それによりまして路肩が崩壊しております。そこで、倒木処理を行うに当たっても、車が入っていかないと処理ができないという状況もありましたものですから、まずはここを一番最初に直させていただきたいということで専決処分させていただいて、今仮復旧終えている状態でございますので、現場のほうをご確認いただきたいと思っております。

簡単ですが、説明は以上です。

総務産経常任委員長（高取正人君） 質問等ありますか。

では、現場を視察に行きます。しばらく休憩いたします。

午前 9時05分 休 憩

午前10時10分 再 開

総務産経常任委員長（高取正人君） それでは、議事を再開したいと思います。

では、承認第6号について執行側から説明をお願いします。

総務課長（吉澤深雪君） 改めておはようございます。それでは、今委員長も申しましたが、承認第6号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書については35ページになります。35というと、かなり議案書の半分ぐらい進んだところに資料ナンバー68がありますが、その後です。

それでは、専決処分の報告ということではありますが、内容については初日に町長が提案申し上げたとおりであります。平成29年度の一般会計補正予算（第13号）ということでありまして、37ページから補正予算の内容になります。内容については保育所の広域入所委託料の支払いに不足が生じたことから、やむなく3月30日付けで専決処分をさせていただきました。

それでは、内容につきまして歳入から説明を申し上げます。歳入については議案書の42ページをお開きください。まず最初に、10款地方交付税ということで、補正額2,659万1,000円の増額であります。これについては年度末になってから特別交付税が決定されたことにより、その分を受け入れるということでもあります。主にやはり今回は雪の関係で多く交付されたのではないかとというふうに予測はしております。

それから、11款交通安全対策特別交付金とありますが、これは交付決定に伴い49万2,000円を減額をさせていただくということでもありますし、14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金233万6,000円の減額であります。これは説明欄にあるとおりであります。社会保障・税番号システム整備補助金ということでもあります。例えばマイナンバーのカード交付事務の関係なのであります。平成28年度の繰り越し分ではほぼ交付事務が行えたということで、29年度分として今般お願いしていたものが不要となったということで、取り下げをお願いしたいということでもあります。

4目土木費国庫補助金については3,946万3,000円の増額であります。これについても雪の関係で今回交付された内容でありますし、説明欄の上であります。社会資本整備総合交付金については除雪費の追加交付ということで、146万3,000円交付を受けたということでもありますし、その下が29年度限りでの話でありましたが、臨時市町村道除雪事業補助金ということで3,800万円を受け入れました。これについては今回は特に里雪型ということで、平場のほうに多く降ったということで、この関係が市議会、町村会、市長会を通じて要望した結果であろうというふうに考えています。

それから、18款繰入金であります。2項1目財政調整基金の繰り入れということで、今後の財政運営に備えて基金の取り崩しを減額させていただくことでもあります。5,979万8,000円を減額し、財政調整基金からの最終的な平成29年度の取り崩し額は5,091万1,000円に抑えたいということでもあります。

21款の町債については総務債ということで公共事業債、道の駅の関連で事業の進捗により起債の減額ということでもあります。歳入については以上であります。

続いて、歳出であります。44ページをお開きください。2款の総務費、1項1

目一般管理費ということですが、説明欄のその他ということ委託料、総合行政システム改修委託料ということ561万6,000円の減額でございます。これについては実は平成29年度に財務会計システムを改修する予定で予算お願いしておりましたが、事業者のほうのシステム改修がなかなか思いどおりにはならなかったということで、業者のほうから契約解除の申し出があり、29年度は中止させてもらおうと。改めてこれについてまた平成31年度に改修等をお願いしていきたいというふうに考えています。

その下の社会保障・税番号システムについては歳入での説明と同じですが、マイナンバーカードの交付については28年度からの繰り越しで間に合ったということで、取り下げさせていただくという内容であります。

承認第6号についての説明は以上であります。

総務産経常任委員長（高取正人君） 説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方はおられませんか。

11番（池井 豊君） 歳入の特別交付税についてなのですけども、雪で特別な措置がされたのではないかとということで、増額という感覚を総務課長お持ちだということなのですけども、これは確認しますけれども、思っていたよりやっぱり国のほうは雪対策で特別交付税を多くくれたというふうにしっかり認識しているかということと、それに対して地域整備課長は今回の出動がいっぱいあったわけですけども、それに対して有効的に歳入も含めて、振りかえると除雪作業はちゃんと行われたかどうかとか、費用対効果あったかとか、そこら辺の感覚をどのように持っているのかをちょっとお聞きしたいのが1点。

総務課長、個人番号がこれマイナスの230万円ということで、これカードの交付状況は、申し訳ないが、私も個人番号カード申請していないのですけれども、交付状況は田上町としてはほかの市町村と比べて並なのか、少ないのか、どういう状況なのか、ちょっとそこら辺報告ください。

総務課長（吉澤深雪君） 最初に、特別交付税であります。これ実は私どもの見込みとしては九州の北部豪雨とか、かなり昨年も大きな災害があったものですから、新潟県のほうは多分特別交付税余り交付されないのではという見込みで来ましたが、今回大雪で当初5,800万円ほど予算、特別交付税見込んでいたのですが、結果的にはそれも来るかどうかちょっと怪しんでいたのですが、今回補正、2,600万円ほど増額というようなことありますので、かなり雪のほうで面倒見ていただけたのではないかと認識しております。

それから、除雪の件は地域整備課長申し上げますし、その後のマイナンバーの関係については渡辺係長よりご説明いたさせますので、よろしく申し上げます。

政策推進係長（渡辺 聡君） マイナンバーのカードの交付率につきましては、田上町の5月末現在になりますけれども、交付枚数につきましては726枚ということで、人口で割り返しますと6.1%程度の交付率となっております。申し訳ございません。ほかの市町村の比較の部分でいいますと、人口規模でちょっと割り返した数字まで持ち合わせていないものですから、ただ状況としますと6%といいますのはおおむねやっぱり下のほう、余り新潟県でたしか上位のところは8%ですとか9%だというように記憶しておるのですが、下位のほうにいることは事実です。ちょっと今何番目というところまで承知していないものですから、申し訳ございませんが、以上になります。よろしくお願ひいたします。

地域整備課長（土田 覚君） 今ほどの池井委員のご質問にお答えしたいと思いますが、費用対効果があったのかという部分でございますが、昨年度はすごく雪質も重く、全町の一斉除雪が21回、部分除雪が9回行われました。その総費用でございますが、当初予算約6,300万円ほどの予算を計上しておったのですが、それも足りなくて専決の1回目で1,860万円、専決の2回目で1億143万円、合わせて予算づけとしては1億8,200万円の予算づけを議会の皆さんからお認めいただきまして除雪対応していただいていたところですが、最終的には決算のときにまたお話しいたしますが、21回と9回の部分除雪と合わせまして最終的には当町の決算見込み額は1億5,600万円ほどというふうに計算されてございます。したがって、1億5,600万円支出したところの内訳が全町一斉除雪が21回、部分除雪が9回でございますが、そのうちの財源の内訳が社会資本整備交付金で594万円、それから補助金が3,800万円、そのほか特別交付税が幾らか除雪の部分に来たということですので、それでも町の持ち出しは今年度の除雪費についてはいっぱいあったなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

11番（池井 豊君） 個人番号カードについてなのですけれども、これどう捉えればいいのですか。下のほうだと言っているのですけれども、私も余り必要性感じていないのですが、町として方針としては普及していく方向で取り組むのか、必要な人だけに申請してもらうようにしていくのか、これどう捉えたらいいのでしょうか。国の方針としては個人番号カード普及しろということなのだけれども、私たちもとらえどころがないのです。だから、それを町としてはどういうふうに捉えてこれからのカード普及考えているかというところをちょっと聞かせてください。

政策推進係長（渡辺 聡君） 国のほう、総務省のほうとしましては、当然普及促進ということで制度を構築されましたので、当然幅広く利用していただきたいということで、聞いている話としましてはマイナンバーカードの今の転入、転出のときの利便性の部分と、プラスマイナンバーカードを活用した様々なサービスの展開をしていくということで話を聞いておりますので、そこの制度設計がうまくいけば普及することになるかと思えますし、詳細につきましては総務省さんのほうのご指示といたしますか、そういう制度設計になれば当然同じ状態で制度設計してまいりますので、私どもも池井委員おっしゃられるように今の現状ですと転入、転出のところ、もしくはうちの職員の部分でマイナンバーカードを利用して、法律に基づいた部分にのみですが、所得の照会行為を例えば行えるですとか、ご本人様が所得証明持ってこなくてもいいですとか、多少の利便性はあるのですけれども、それ以外の部分については今のところ田上町としては見出せていない状況ですので、今後の利便性の発展の部分でここから普及していくというようなところで、田上町のほうとしてもそれと歩調を合わせてやっていくというような考えでおりますので、よろしくお願いたします。

2番（藤田直一君） 除雪の負担についてちょっともう一度お聞きしたいのですが、今年度の昨シーズン、例えば町で1,000万円なら1,000万円の除雪費を計上、予算組むわけではないですか。そして、今年みたいに、このシーズン大雪になって、例えば2,000万円かかったとします。そうした場合補助金として割り増しがかかった部分の何割出るといえるのは決まっておるのですか。交付税として、こっちに国からもらえるお金といえるのはかかった費用の何割かということで決まっているのですか。

それと、毎年予算を組んだ除雪費用に対して場合によってはかからないときもあるし、それ以上かかるときありますが、常に予算から大幅にかかった場合は全て差額については国から補助金という形で、申請すれば町はもらえるのですか。言っている意味おわかりでしょうか。

総務課長（吉澤深雪君） 今の藤田委員のご質問であります。除雪費については除雪費の何%なら補助なんていうのは一切ありません。全くありません。特別交付税も幾ら除雪費がかかったから交付だというのが実はわかっていないものですから、大体結果で幾ら交付されたという。それが幾らだったとか、除雪費が幾らだとかというふうには全く承知をしていない部分であります。補助金についても、それ以外の社会資本整備交付金についても当初内示があって、それで大体終わりな関係です。今年度も普通であれば30年度は内示がありましたので、そこで終わりなのですが、

ただ昨年、29年度についてはやはり特別だったということで国が追加交付を認めたということですので、特にかかったものに対して幾らというような補助はございませんし、臨時補助金については本当に臨時でありまして、29年度限りのとりあえず話だということでもあります。特に除雪費については今回当初に上げたもので、当然それで間に合えば一番ありがたいのですが、間に合わなければ災害対応というふうな考えでいますので、お金がかかろうともやらなければいけないというふうに、対応していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

2番（藤田直一君） そうすると、もう一度確認しますが、ではこれに対して出す、出さないの判断は国が決めるという解釈で、あくまでも国が出す、出さないを決めるということなのですね。これは、災害だから、国が補助金出すよ、これは出さないよというのは申請云々ではなくて、そういう解釈でいいのでしょうか。

もう一点は、例えば今シーズン除雪費を1,000万円組みました。でも、1,500万円かかりました。500万円はあくまでも町の持ち出しだと。そういう場合は調整基金から出すとかという、そういう考えでいいのでしょうか、予算。今年度の例えば除雪費が1,000万円で組んだとするではないですか。そして、かかったのが1,500万円かかったと。今課長が言われるように500万円かかったから、国が補助金なり地方交付税、特別交付税くれるのではないので、その金額は幾らくれるかはわからないというお話ですよ。そういうお話ですよ。もらえるのならば、国が出す、出さないの判断をして、国が町にくれ、いただけるものはいただける。でも、もらえない場合もあるわけですから、もらえない場合例えば今年度500万円が予定予算よりもかかりました。では、その予算、例えば町の調整基金から、貯金から出して充当するという考えでいいのでしょうか。

以上です。

総務課長（吉澤深雪君） まず、特別交付税のるる話ししますが、国が全体の額を決めます。要するに交付税の税込の何%、5%でしょうか。交付税ですので、5%だったかなと思いますが、まず国が特別交付税の配分額総額を決めて、それを都道府県に割り振ると。あとは都道府県のほうで各市町村のほうに配分をします。県のほうで特別交付税は最終的には決定して、交付をされるというようなイメージでお考えください。社会資本整備交付金については国が当然というか、国が決めて、それぞれ交付されることであって、それはやはり実績とか何かでなくて、その年々の関係で成り立つというふうに考えております。

あと、後段の話であります。藤田委員おっしゃるとおりであります。要するに別に除雪費がいっぱい出たから、金がかかったから、補助金があるわけではないのでありますので、当然ながらそのかかった分についてはまず一般財源で対応しなければいけないので、一般財源、繰越金等もなければ、当然今まで積んでいた財政調整基金を取り崩して財源補填をするということでもあります。

なお、今回この3,800万円なり歳入で受け入れて増額していますが、当然この前段で先ほども土田課長も言いましたが、専決処分でも2回も上げまして、1億何千万円程度の補正を行って、前回、29年度お願いしたというような状況でありますので、後から歳入を受けるということでもあります。

以上です。

12番（関根一義君） それでは、私のほうから、ページで言いますと43ページ、先ほど課長のほうから説明がありましたけれども、総合行政システムの改修委託料、これが全額減額補正になっておりますが、これは先ほどの説明で言いますと業者さんのシステム改修が思うようにできなかったということでこういうことになったのだという説明ですけれども、そのような説明でよろしいのか再確認をしたいと思っております。

もう一点は、もし仮にそういうことであつたとしたら、これは契約不履行になるのではないのでしょうか。業者のそのような理由だとしたら、これは契約不履行になるのではないかと。そのような考えになった場合の取り扱いはどういうふうになっているのですか。

以上です。

総務課長（吉澤深雪君） まず、内容的に言いますと、こちらが要求していたシステムに到達できなかったというような話で、そこで何度か業者と何とかできないかということで相談させてもらったのですが、最終的には29年度以内にシステム提供することがちょっと無理だというようなことになりまして、契約不履行とかということもやはり考えましたし、場合によってはその方向でやらなければいけないかなというふうに考えておりましたが、業者のほうから契約解除を申し出たいというような申し入れがあったものですから、それによって今回対応したということでもあります。

なお、不足があれば係長より説明させます。

政策推進係長（渡辺 聡君） では、今の回答でちょっと補足させていただきます。

もともとこの財務会計の改修につきましては、29年度当初予算に計上させていただきましたが、これにつきましては毎年5年ごとにシステムの見直しを行うということと、その予算計上の当時ですが、保守契約も行ってありますが、保守についま

しては残り2年で終了するというので、平成29年度当初予算に計上させていただきました。その後業者のほうと契約のほう行いまして、システム納入に向けての打ち合わせ等々させていただいたのですが、その中で今も扱っています財務会計のシステムにおいて実装されておるのですけれども、新しい財務会計にはそれがちょっと機能的に達しない部分が一部ございまして、そちらのほうをどうしても私どもとしては譲れないものですから、それについては契約の期間中までに何とか実装いただきたいということで話をしておったのですが、最終的にはぎりぎりまで挑戦いただいたのですが、平成30年3月12日に業者のほうからその機能については契約期間内での実装できないので、今回契約解除をお願いしたいということで申し出がございまして、内容としましては導入を進めてきた財務会計システムとの機能面で相違があって、本稼働のほうに、運用に支障を来す可能性があるということとしておりまして、これまでに要した導入費用の精算金は発生しないことと現行財務システムの保守期間も2年から4年延長して、平成33年まで延長しますという申し出がございました。今の実際財務会計自身に私どもとしては業務には不満等ありませんので、その期間に応じて時期を改めて財務会計の更新を行うということで契約解除の申し出を受け入れました。

契約の不履行の部分の話ですが、今申し上げました話につきましては財務会計システム、実際のシステムを私ども今回の500万円の委託料の中で購入ですとか、そういうことの委託料の契約にはなっておりません。システムにつきましては、毎月の使用料でお支払いをするということになりまして、今回の契約させていただきました委託料につきましては今の現行システムのデータを移行する経費、新しいシステムに移行する経費ですとか新しいサーバーを構築する経費が委託料の内容になっております。ですので、私ども業者さんのほうに対して疑義があったのは導入いただくシステムに対して疑義があったということで、委託契約内容につきましてはデータの移行ですとかサーバーの構築上業務上不履行ということではなく、遅滞なく進んでおりましたので、あくまでその部分での契約不履行というものはございませんでしたので、契約解除ということは指名停止ですとか、そういったところでのことにはならないということで、保守契約の期間も4年延長させていただきましたので、その部分で私どものほうとしては受け入れをさせていただいたという状況になりますので、よろしく願いいたします。

12番（関根一義君） わかりました。契約不履行というふうな、そういう取り扱いにはならないのだということですので、わかりましたけれども、それで保守期間の延長

というのは、それはどういうふうになっているのですか。2年間延長したということでしたよね。それは、その後の契約継承についてはそれはどんなになっているの。

政策推進係長（渡辺 聡君） 保守期間につきましては、毎月の使用料の中にもう含んでございますので、その部分については今までどおり一定額を支払いするので、なりますので、町に不利益があるような状況にはなりませんので、よろしく願いいたします。

2番（藤田直一君） それで、今の質問の中で、まず委託契約料は562万3,000円を委託契約をして、562万3,000円をそのまま減額したのですか。それとも、委託契約料はもっと金額があって、そのうちの562万3,000円を減額としたのですか。

政策推進係長（渡辺 聡君） 今のご質問ですが、こちらのほうで減額をさせていただきたい金額が契約金額になりますので、全ての契約金額イコールこの減額だということになりますので、よろしく願いしたいと思います。

総務産経常任委員長（高取正人君） ほかにありませんでしょうか。

しばらくしてないようなので、これで承認第6号に対する質疑は終了します。

次は承認第7号、承認第8号、承認第9号を一括議題として上げたいと思います。

執行側の説明を求めます。

総務課長（吉澤深雪君） それでは、順番にそれぞれ説明を申し上げます。

まず、承認第7号であります。ページは45ページからになります。内容については平成30年度田上町一般会計補正予算（第1号）の報告であります。

47ページから補正予算の内容になりますが、歳入歳出それぞれ395万4,000円を追加したものでありますし、内容については今ほど現場を確認していただいたというふうになっておりまして、今回の降雪に伴う林道及び町道において多くの倒木等の被害が確認できたことから、新たな倒木処理費用を増額させてもらったと。この関係についてはそれこそ今の話でありましたが、水害に備えて出水期前に早急を実施する必要があったために、4月16日付けでやむなく専決処分とさせていただいた内容であります。

詳しい内容といたしましても歳入は52ページ、19款繰越金ということで歳出に要する必要額395万4,000円を財源として充てさせていただきました。歳入については以上です。

産業振興課長（佐藤 正君） では、続きまして引き続き53ページ、歳出のほうの説明をさせていただきます。

6款2項2目林業整備費ということで、補正額284万9,000円になります。右の説

明欄をごらんいただきたいと思います。先ほど現場を見ていただきましたが、林道環境整備委託料ということで199万4,000円になります。これにつきましては、冬の大雪によりまして先ほど見ていただきました林道護摩堂線含めた7路線につきましては多くの倒木が確認されたことによりまして、倒木処理が必要になりましたことから、199万4,000円ということで委託料のほうの補正、専決をさせていただいたものでありますし、15節の工事請負費につきましては仮復旧ということで、先ほど路肩の崩壊現場見ていただきましたが、大型土のう等で仮復旧をさせていただいたということでもあります。

説明は以上です。

地域整備課長（土田 覚君） 8款土木費、1項道路橋梁費、2目の道路維持費でございますが、110万5,000円の補正をお願いするものでございます。その内容でございますが、町道の倒木処理の費用に係る手数料をお願いするもので、川ノ下・一ノ沢線、川ノ下・二ノ沢線、堂屋敷・三ノ沢線における倒木処理の費用をお願いするものでございます。

以上です。

総務課長（吉澤深雪君） 続いて、承認第8号になりますが、ページは54ページからになります。承認第8号の専決処分、平成30年度田上町一般会計補正予算（第2号）の報告であります。

内容は56ページからになりますが、歳入歳出それぞれ630万円追加するものでありますが、内容は新潟県知事の辞職に伴う投開票事務の選挙関連経費が必要になったことから、今般お願いしたと。これについても早急に選挙事務を準備する必要があったため、4月24日付けでやむなく専決処分したというものであります。

それから、詳しい内容であります。61ページをお開きください。61ページ、歳入ということでありまして、まず15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金ということで選挙費の委託金、県知事選挙ということで590万円を見込んで上げさせていただきました。

それから、19款繰越金は歳出との差額の40万円をそれぞれ組ませていただいたという内容であります。

62ページをお開きください。歳出になりますが、2款総務費、4項選挙費、4目新潟県知事選挙費ということで630万円ではありますが、それぞれ投開票事務に要する経費、それぞれ投票管理者や開票管理者等、あるいは職員の時間外勤務手当など各種記載の選挙に係る費用を計上させていただきました。なお、告示は終わりました

が、5月24日で投票日は6月10日だったということでありまして、投票では町の関係は投票所は8カ所、期日前投票所は告示の翌日からということでありまして、5月25日から6月9日まで16日間期日前投票ということの内容であります。承認第8号については以上であります。

続いて、承認第9号であります。ページが64ページになりますが、30年度の一般会計補正予算（第3号）であります。歳入ということで435万5,000円の追加であります。歳入は71ページになりますが、繰越金を財源として充てさせていただいたということでありまして。

なお、歳出のほうでは教育委員会の関係であります。歳出のほうに記載されておりますが、中学校に、田上中学校の生徒で汗による体温調整ができない生徒の部活動の支援のために音楽教室に空調設備、エアコンを設置する必要性が生じたことから、夏前に設置できるように専決処分させていただいたという内容であります。

説明については以上で終わります。

総務産経常任委員長（高取正人君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑のある方ございませんか。

11番（池井 豊君） 承認第9号についての大枠の説明を求めたいのですけれども、本会議の高橋議員の質問で、これはまだその段階でエアコンが設置されていないという話があったのですけれども、これまさしくお粗末な話でして、あの時点でもう既に30度を超えるような日が何日も続いて、議案を上げるタイミング、専決を上げるタイミングというのがすごく遅過ぎたのではないですか、これ。これだけ暑くなるのが早過ぎたと言われればそれまでなのだけれども、そういう状況の子どもがいるのだったら専決処分をもっと早くして、工事をもっと早く進める必要性があったのではないのでしょうか。その上げるタイミングについてちょっと質問いたします。

総務課長（吉澤深雪君） 専決処分をするタイミングというような話で、5月7日付けということになりました。実はこれ連休を挟んでの話でありまして、たしかこれ、この前の5月2日あたりに園校長会というか、PTAの関係の会談なり会議がございまして、そこで初めて町長が実はというふうに言われたというような話で、それで急遽予算なり幾らかかるかというもので対応してきたというようなことありますので、これ以上その事実、そういう内容がわかってから対応する関係ではこれよりも早くというのはちょっともう無理だった。これは、もう最短ですぐにさせてもらったという内容でありますので、すぐにそういう予算づけをやりまして処分をするとともに、それぞれすぐに入札できる準備できましたら早急に入札等はさせて、

発注はさせてもらったと。ただ、残念ながらまだちょっと今の時点でどうかわかりませんが、ちょっと前に聞いた時点ではまだ完了はしていないという話であります。

以上であります。

総務産経常任副委員長（椿 一春君） 7号議案についてなのですが、先ほど林道、現地見てきましたが、今これ仮復旧で予算が執行されたわけなのですけれども、いまだかつて道路に木が置いてあったりしているのですけれども、今後どのような復旧を県のほうに要請したり、道路に積んである木の排除とか、その辺の必要性ですとか、本復旧に向けてどのようなことを考えているのか聞かせてください。

産業振興課長（佐藤 正君） 今ほどの椿委員さんのご質問でございます。まず、本復旧のほうのスケジュールをお話をさせていただきます。先ほど現場でも少しお話し申し上げたのですが、一応今年度は県のほうから現場のほう既に見ていただいていますので、今年、30年の9月ぐらいまでに現場のほうの災害といいますか、工事を行うための設計書、数量も含めてなのですけれども、そういった確認をまずさせていただいて、県のほうに来年このような形で本復旧の工事をさせていただきたいということで書類の作成をしたいと思っています。それが通れば来年の本復旧工事ということで工事をさせていただくことになるのですが、本復旧のほうの完成の工事については流れ的には以上です。ただ、先ほど倒木の処理とかということで、道路の脇の話をちょっとされていたと思うのですが、実は今までですと倒木の処理につきましては基本町のほうで支障がないようにある程度こまざいた形で道路の脇に倒木の木をそのまま置いて、あとはそれぞれの地元の林道組合さんのほうに、それぞれ木も一応財産なものですから、勝手に処分するとまた不都合なものですから、一応組合さんをお願いしてここに置いておくので、処分していただきたいという話をして、お話は一応しております。ただ、正直なところ今年は非常に倒木が多かったです。したがって、相当なボリュームが出ていますので、特に護摩堂林道は相当、100本も倒れていましたので、相当おくらせています。したがって、交通に支障が来す部分も若干ありますので、その辺も処分も含めて、もう一度護摩堂林道については林道組合の組合長さんとまた少しお話をしながら、交通に支障がないように処分のほうもあわせてさせていただこうかなと思っています。

以上です。

総務産経常任副委員長（椿 一春君） では、林道組合で処分お願いしているということなのですけれども、林道組合に処分費ですとかその辺の補助金ですとか考えているのかお聞かせください。

産業振興課長（佐藤 正君） もともと林道組合さんのほうには町のほうから補助が行っています。定額、均等割とか、あとは組合員割、路線の延長とかで決まった形の経費が林道組合さんのほうには町のほうから補助金として行っていますので、その経費の中で処分するという話になるのですが、基本今ほど話ししましたとおりかなり倒木の量が多いものですから、処分費もかなりかかると思っていますので、特に林道護摩堂線につきましては組合長さんと少しお話をしながら処分について協議してまいりたいと考えています。

以上です。

2番（藤田直一君） 林道組合と地権者というのはイコールなのですか。それが1点。

それから、私も実は山持っていて、その下に生活道路もあります。ところが、その近くの区長さんから私のところに新潟市を通じて連絡が来ます。枝が落ちそうだ、処分してくれ、倒木、枯れて大きいのが2本ぐらい倒れそうだ、処理してくれというのが新潟市から私のところへ来ます。そうすると、私は自分で職人を頼んで処理をしています。今回こういう工事が、林道、私も前施工をやりましたから、あれだけども、林道を設置するときには地権者に1本当たり幾ら、補償費、それから処理費1本当たり幾らということでお支払いしています。しかしながら、こういう災害があったときに今度は地権者はどういうふうな、町としては地権者に応分の負担をお願いするのか、全然災害だから、負担をしないで町が処理をするのか、その辺の基本的な考えを聞かせていただきたいと思えます。

産業振興課長（佐藤 正君） ご質問が2点あったと思います。まず、林道組合と地権者はイコールなのかという話でございますが、当然ですが、地区のそれぞれ山を持ってられる地権者の中の代表がそれぞれの地区の林道組合という形で何人か集まって結成しておりますので、基本的には林道組合イコール地権者という、先ほど藤田委員が言われたような位置づけになります。要は林道組合の組合長さんというのは地権者の一人だと、地元の地権者の一人の方が林道組合の組合長されているということでもあります。

それと、先ほどの例えば災害のときに林道の部分の負担を地権者に求めるか、求めないのかという、それ町がするのかしないのかという部分の話だと思うのですが、基本今回も、当然林道の管理をしているのは町が管理をしています。したがって、林道の支障がある部分については町のほうで経費、今回もそうでしたけれども、必要な予算措置しまして、林道が車の支障がないようにある程度対応するというのは管理者としては当然の話なので、町がそういった経費を負担するという形になって

います。

以上です。

2番（藤田直一君）　ということは木1本1本地権者がいるということですよ。1本1本の地権者がいる。それを町が管理をするから、処分をするのだという、そういう解釈でいいのですか。林道を管理しているのが町だから、林道に隣接民地から倒れてきたものに関しては町は今後とも処理をしていくのだと、そういうお考えでいいのでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君）　正直言うと今回倒木が100本ぐらいありまして、多分ここから倒れてきたのだろうなと思うような木もありましたし、どこから正直来たのかわからないような木も正直ありました。そうなるこの木の持ち主はどなたなのだとということで、一応実は林道組合さんに話ししても、なかなかわからない部分があります、正直なところ。それで、ただ私どもとしては、実際に林道にそうやって木が倒木している状況で支障がある状況なのであれば、先ほど申し上げたとおり管理上不都合な部分についてはどうしても倒木処理しなければだめだということもありますので、町は今までもそういう形で処理をしてきましたし、今後もそういう形で処理をしてまいりたいというふうに考えています。

2番（藤田直一君）　私が言うのは処理方法がどうだということではないのです。要は処理をするお金が町の負担で全部やっていくのか、それとも地権者がいるから、前もって地権者に林道管理をしながら、この木が倒れるおそれがあるから、地権者を調べて早目の処理をしておいてください、枝を落としてください、上が枯れていますから、処理をして倒しておいてください、そういう方法で町のお金が最小限出ないような対応も考えるべきではないかということ言うのです。処理はこうだああだといって、今までやってきているからこうだということではないのです。町のお金で、それぞれ地権者がいて、地権者がそれぞれいろんな工事をやるのに地権者はそれなりに、地権者なりの補償を得ながら維持管理をしているわけですから、その辺はしっかりと区別してもいいのではないかなというのが一応考えです。

以上です。

産業振興課長（佐藤 正君）　ただいまご質問というか、ご意見的な部分かもしれませんが、確かにそのような部分も正直ございます。事前に例えば倒木というのを防げれば、当然その分お金、経費かからないという部分になりますし、ただ正直言うと山を持ってられる方であっても、木の例えば枝打ちだとかそういった部分の処理をもうほとんどの方がされていなくてという方が正直大勢おられたりする部分があり

ます。ただ、今のお話のように私どもも当然林道組合さんと何らかの形でいろんな林道の関係、特に木の関係だとかの話をする機会もありますので、林道組合さんについて今話をしながら対応してまいりたいというふうに考えております。一応そんな形で考えていきたいというふうに考えていますので、お願いいたします。

2番（藤田直一君） 今も林道組合に補助金を出している。地権者は、皆さんは調べようと思えば調べられる。補助金を出していて、なおかつ後手後手にならないようにするためには倒れないような方法を補助金の中で一生懸命に、災害起きないようにまず予防線を張るといふことも俺は重要なことだと思うのです。皆さんは、いろんな固定資産税もらうのに、この山の地権者は誰だ、これは誰だという、一般の人とは違いまして、しっかり調べるはずでしょう。だから、町としてやるべきことはしっかりとやって、予防措置をとる方法も私は検討してもらわないと、ものが起こってから200万円つぎ込みます、1,000万円出します。それで、それを繰り返してやっていたのでは工事の、事故とか災害というのは最小限度やっぱり防ぐ努力を私は町はしなければならぬというふうに思っていますが、以上です。

総務課長（吉澤深雪君） 藤田委員のおっしゃるのはもっともな話だと思うのですが、ただ現実問題として承知してもらいたいのですが、実際の山の所有者が全部が全部自分で山をちゃんと管理するかというところではないと。要するに自分は山を持っているが、どこにあるかというのをわからないというような人が多いということが現実だと思うのです。そういう中で担当課のほうとしてはやむを得ず、地権者それぞれ個々にお願ひすればいいのですが、なかなか大量の地権者が相手で、それをまた現場でどこからどこまでか、図面とはまた違って、現場で地権者とどこまでかという、その確認作業というのがかなりの大きな作業となる関係もあるものですから、もう災害に、これを放置しておく、時間をかけて調査しているとどんどん遅くなるので、そこはやむを得ず早目に対応しなければいけないということ考えています。林道組合にもそれぞれ補助金等、林道整備で補助なり林道の維持管理費ということで支出しておりますが、それは通常の草刈りとか、ある程度のものというふうな認識でしかおりませんので、そこで全て山の管理というものは、そこまで大したものについてお願いするものは難しいかなというふうに考えております。

とりあえずは以上です。

2番（藤田直一君） 水かけ論になるので、余りやってもしょうがない話になって、俺は国会答弁を聞いているのではないのですけれども、できる、できないは、地権者

がどうだこうだというのはそれは後の話であって、まず町として通知を出して、こうですよ、予防措置をとってくださいなねということは私はやるべきだと思う。やる、やらないは、それは地権者の勝手であって、かつそういう予防策をとっていて、ではこうなったときにどう処理をするのかということをも第2弾で考えればいいのではないかと思うのです。それをしないというか、いや、地権者がわからない、いや、あれがこうだ、林道組合がどうとかなんて言ったって、では皆さんは町としてはしないということなるのではないかなと思うのです。そうではなくて、やっぱり最低限度調べて出すぐらいやっておいてもいいのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

産業振興課長（佐藤 正君） 今までも林道組合を通じまして、当然ですが、それぞれの所有の森林の適正な管理というものをお願いするところではありますが、ただ今ほどのように確かに倒木する可能性があるような木をそのまま放置しますと今回みたいな大きな倒木の本数になる可能性もありますので、なおまた森林組合のほうと話をしながらその辺のルールについてきっちり要請していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

4番（渡邊勝・君） 第7号議案に関して担当課長にお伺いしたいと思います。

まず、写真の関係ですけれども、表のほうの写真だったのですけれども、上と下は何か写した時期が若干違う、現地を見て若干違うのではないかと思いますけれども、下のほうが今現地のほう下がっているような状態ですけれども、あともう一個ですけれども、もう少し作業を追加したいという現地で課長から話があったようですけれども、そこはどこを追加して作業するのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

産業振興課長（佐藤 正君） 写真は、すみません。何も書いていないので、少しわかりづらいと思うのですが、これはちょっと遠くから撮った写真で、下はちょっと近づけて撮った写真ですので、撮った時期は全く一緒です。ただ、ズームで撮ったか、ちょっと遠くに引いて撮ったかというだけの違いでありますので、よろしくお願いいたします。

追加の話というのは、先ほどちょっと申し上げましたが、林道のほうの路肩のほうに大分切った木がまだ少し残っている部分があります。結局今は山積みしておるのですが、車が通る部分については支障はないのですけれども、これから水が出る時期等々になりまして、例えばまたそれが川に落ちたりとか、今年大分被害が多かったものですから、そういった処理も含めてもう少しその辺の処理をきっちり対応

して、支障のないように町として考えていきたいということでその話を申し上げさせていただきました。

以上です。

4番（渡邊勝・君） ありがとうございます。特に7月、今月の梅雨が明けたわけですが、まだ集中豪雨が可能性がありますので、そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

総務産経常任委員長（高取正人君） ほかに発言はありませんでしょうか。

しばらくにしてないようですので、承認第7号、第8号、第9号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第42号について議題とします。

執行側の説明を求めます。

総務課長（吉澤深雪君） それでは、議案第42号であります、議案書の73ページをお開きください。

議案の最初のところでありますが、田上終末処理場水処理施設（電気設備）改築更新工事の請負契約であります。これについてはお手元に資料等も配付してありますが、入札調書の写しを配付しておりますが、6月13日に制限付一般競争入札を行いました。その結果、中越大栄・志田・滝沢特定共同企業体が税込みで2億1,114万円で落札しましたが、予定価格は5,000万円を上回っているため、現在仮契約を締結しております。自治法の規定により議会の議決をいただくことで本契約を締結し、工事を実施したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明については以上です。

総務産経常任委員長（高取正人君） 説明が終わりました。

議案の内容について質疑がある方はおられませんか。

2番（藤田直一君） 今回のこの工事は制限付一般競争入札ということですが、いろいろな制限が恐らく入札要領の中には出ていたと思ひますが、これは価格にも制限がついていたのでしょうか。落札予定価格は幾ら、それに対して落札価格が幾ら、それだけちょっと、もし価格がついていれば聞かせていただきたい。

以上です。

（何事か声あり）

2番（藤田直一君） 予定額と制限価格が。

（何事か声あり）

2番（藤田直一君） 制限価格が幾ら、これでいいのですか。それだけちょっと教えてもらいたい。制限価格が幾ら。制限価格ついていませんでした。ついていました。ありました、制限価格。あくまでもこの予定価格が制限価格ですか。制限価格というのわかりますよね。これ以上行ってしまうと失格しますよと。

（何事か声あり）

2番（藤田直一君） 失礼しました。制限価格がありましたか。それだけで結構です。

総務課長（吉澤深雪君） これについては最低制限価格は設けなかったということでもあります。

制限付一般競争入札、町の規定で29年度から5,000万円を超える工事の入札については制限付一般競争入札を行うということで先回規定を設けさせていただきました。その内容については、おおむね近隣の市町村から、あとは過去にこの関係では電気設備に入札で参加したことがある企業からそれぞれ受け付けるという形で、そういう形の制限を設けさせているような内容であります。

以上であります。

総務産経常任委員長（高取正人君） ほかにありませんでしょうか。

しばらくにしてないようなので、議案第42号については質疑を終了します。

続きまして、議案第43号、44号、45号について一括の議題とします。

執行側の説明を求めます。

総務課長（吉澤深雪君） それでは、議案第43号であります。議案書の74ページをお開きください。

平成30年度の田上町一般会計補正予算（第4号）であります。第1条として、歳入歳出それぞれ5,859万3,000円を追加するものであります。内容は、ほとんどの課に関連して、4月の定期人事異動に伴う人件費の整理の関係がほとんど関係しています。

それ以外に第2表ですか、先に説明しますが、ページとして78ページをお開きください。78ページ、第2表、地方債の補正ということで、道路整備事業、それから防災対策についてそれぞれ限度額を引き上げて借入額を変更ということであります。内容については、道路整備については補助金、交付金等の制度の見直しがあって、その関係で新たにふやす関係でありますし、防災対策については消防団の分団の関係のポンプ車庫の関係の置き場の移転に伴う関係で引き上げをされたという内容であります。

それでは、歳入に入りましたが、81ページをお開きください。81ページ、歳入と

ということで、14款国庫支出金であります。2項4目土木費国庫補助金、道路橋梁費補助金ということで497万8,000円の減額であります。社会資本整備の交付金ということであります。これについては先ほどちょっと申し上げましたが、制度改正に伴う関係で、実は今まで社会資本整備に含まれていた舗装工事の関係が社会資本から外されたということになります。今年度からそういう形で、そちらがそういう決定になったということで、それについてはまた公共施設等適正管理推進事業債ということで借金をしてくれというようなことになりました。その関係で約1,900万円ほど減額になっておりますが、それ以外に拡幅、保明・後藤線の関係についてはその分追加で増額になったということで、約1,700万円ほど増額をしております。あと、除雪費の関係でも約300万円弱減額とはなっております。社会資本整備総合交付金については以上であります。

続いて、15款県支出金であります。県の補助金、7目教育費県補助金であります。説明欄にあるとおり夢や希望をかなえる小学校キャリア教育のモデル事業の補助ということで、キャリア教育の消耗品の購入費の関係で2分の1補助ということで、それを受け入れる関係であります。

その下の3項委託金、総務費委託金については統計調査の委託であります。それぞれの調査において決定があったことから、組み替えなり増額をお願いしたものであります。

19款繰越金については、財源として2,220万4,000円を増額したものであります。

続いて、82ページであります。20款諸収入ということで5項2目雑入、3節還付金及び交付金であります。240万円補正お願いしておりますが、自治総合センターコミュニティ助成の交付金、いわゆる宝くじの関係というようなことであります。今年は湯川地区の公会堂の備品関係に交付されることに決定したということで、その関係を上げさせていただきました。

21款町債については第2表でも説明したとおり、土木債については公共事業債ということで560万円の増額、これは社会資本整備関係の補助裏の関係であります。それを増額と。

それから、公共施設等適正管理推進事業債、舗装工事に係る分については今回新たにこういう名称の起債で起債をするということになりましたので、2,970万円あります。

それから、4目消防債については先ほども申し上げたとおり消防団のポンプ置き場の車庫の移転に伴う関係であります。

それから、83ページ。

議会議務局長（小林 亨君） 83ページになりますけれども、歳出になりますが、1款1項1目の議会費でございますが、4月1日の人事異動に伴いまして11万9,000円の増額をお願いするものでございます。

以上です。

総務課長（吉澤深雪君） 続きまして、2款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費であります。493万1,000円の減額であります。これについては、まずは493万1,000円、人事異動に伴う減額整理であります。

続いて、84ページをお開きください。5目自治振興費ということで240万円の補正額、増額お願いしてありますが、先ほど申し上げました湯川の地区公民館の備品の経費に対して補助ということで決定がありましたので、コミュニティー助成交付金、交付を受けたものをそっくり湯川集落のほうに交付するという内容であります。エアコンや冷蔵庫、テレビ、ブルーレイなどの整備費ということで申請が上がっております。

2款総務費については以上であります。

地域整備課長（土田 覚君） 引き続きまして、89ページのほうお願いいたします。

89ページ、6款1項1目であります。1目農業委員会費48万7,000円の補正をお願いするものでございまして、右側の説明欄ごらんいただきたいと思います。農業委員会事業ということで48万7,000円あります。これは、先ほど来お話ありますとおり4月1日付けの人事異動に伴う職員の人件費に伴う補正でございます。

続きまして、3目の農業振興費であります。739万3,000円の補正をお願いするものであります。これも同じように産業振興の関係の農業振興に従事しております職員等々の人件費、4月1日人事異動に伴います人件費に係る補正、それからその下、7節の賃金であります。84万8,000円の補正につきましては、新年度に入りまして農業関係業務で業務の多忙によりまして人員の不足が生じ、当初見ておりませんでした臨時職員の雇用が必要となったため、経費の補正をお願いするものであります。

続きまして、その下、農地費であります。78万1,000円の補正をお願いするものであります。右側の説明欄であります。農地一般事業ということで委託料78万1,000円、田上郷排水機場管理委託料の補正をお願いするものであります。これにつきましては、田上郷排水機場の管理委託を田上郷の土地改良区に依頼しておりますが、施設の老朽化に伴いまして、設備の更新に当たりまして多額の経費を要します。

ことから、田上郷の土地改良区が事業主体となりまして、このたび補助金を活用しながら年次的に事業を進めることとしております。今回電気設備、それこそ除じん操作機という、ごみを取ったりとかという操作盤の更新が国から事業採択をされたことに伴いまして、採択の年度から事業費の拠出金が必要で、事業主体である田上郷土地改良区を経由しまして拠出金の支払いを行うこととなるため、関係経費の補正をお願いしたいものであります。

続きまして、1枚めくっていただきまして90ページになります。6款2項2目の林業整備費であります。こちらのほうは林業整備事業ということで165万5,000円の経費をお願いしたいものであります。これにつきましては、先ほど写真ちょっと見ていただいて、現地は見ていただきませんでした。写真で説明させていただきましたが、林道護摩堂線の路肩崩壊箇所が見つかりましたことから、大型土のうを積み、崩壊を防ぐための修繕を行いたいことや林道土場線の路面が冬期の融雪等によりまして全線を通じまして20センチから30センチ程度路面洗掘されている箇所が見られるものですから、車の通行に支障を来すことから、修繕料の補正をお願いしたいものであります。

それから、その下の13節実施測量設計業務委託料の56万2,000円ではありますが、これにつきましては先ほど見ていただきましたとおり路肩崩壊の仮復旧工事を行いました。来年度県の補助事業ということで、補助率45%を活用しまして本復旧工事を行いたいと考えていますことから、必要となる測量設計に係る経費の補正をお願いするものであります。

引き続きまして、7款1項1目の商工総務費434万4,000円の補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の補正であります。

以上であります。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、91ページ、8款お願いします。

8款土木費、1項道路橋梁費、1目の道路橋梁総務費でございますが、207万2,000円の減額をお願いするものでございます。これについては職員の人事異動によるものでございますので、よろしく申し上げます。

次に、2目の道路維持費でございますが、329万3,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄で説明させていただきます。舗装補修工事業でございますが、15節工事請負費3,300万円の追加をお願いするものでございます。これについては先ほども総務課長のほうから話があったとおりでございますが、社会資本整備総合交付金の事業から、国の制度改正によりまして交付金事業、簡単に言いますと起

債事業において仕事をしてくださいと。ただ、この起債事業については30%から50%の交付税の措置をしてあげるよということの制度改正でございます。したがって、今回舗装補修工事事業につきまして15節3,300万円、川船河・西9号1,600万円、原ヶ崎・横場線1,700万円につきましては制度改正による組み替えでございます。

次に、社会資本整備交付金事業でございますが、工事請負費で2,970万7,000円の減額をお願いするものでございます。1ページおはぐりください。同じ川船河・西9号線の舗装補修事業を1,200万円丸々起債事業に動かすための減額でございますし、橋梁長寿命化修繕工事につきましては400万円国から交付決定により増額の内示がございましたので、プラス400万円の増額をお願いするものでございますし、原ヶ崎・横場線の舗装補修事業2,170万7,000円でございますが、これも起債事業に組み替えたことによる減額でございますので、よろしく申し上げます。

次に、4目の道路新設改良費2,983万5,000円ということで、大きく補正をすることになりますが、これは社会資本整備総合交付金事業のところの保明・後藤線の路肩拡幅工事が交付決定されまして、増額として交付されたことから、増額をお願いするものでございます。したがって、お手元に別に資料をお配りしてございます。当初は社会資本整備総合交付金、防災安全で補助率57.2%でやっていたものを制度改正によりまして皆減してゼロとするもの、それから市町村道における道路施設への老朽化、防災安全の羽生田中2号線の橋梁修繕が内示によって400万円いっぱい来たというもの、橋梁点検については要望どおりでございますよと、トンネル点検につきましても要望どおり認めるよというものの表がお手元の資料でございますし、保明・後藤線については拡幅改良、内示による増ということで、275.5%ついてきましたが、この内容を見ますと舗装補修を長寿命化の起債事業でやって、制度改正によってやることによって田上町さんの補助事業はすごく少なくなるということで、こっちのほうにいっぱいついてきたというふうに思っております。それから、重点道の駅の関係も要望どおり、それから先ほど来ご発言でございます坂田・湯川1号線ほかの除雪の交付金も要望してございました。1,200万円の事業費相当の要望をしておりましたが、内示によって435万3,000円の減額内示ということになりましたので、補助金が多く入ってこないということがわかっております。したがって、一番下段であります、起債事業として公共施設等適正管理推進事業債ということで、改めて原ヶ崎・横場線、川船河・西9号線の事業費ベースで3,300万円を起債事業をお願いするものでございますので、組み替えてお願いするものでございますので、よろしく申し上げます。

次に、8款3項3目の下水道対策費でございますが、253万2,000円の減額をお願いするものでございます。これについては28節の繰出金でございますが、人事異動による繰出金の減ということでございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

総務課長（吉澤深雪君） 続いて、93ページになりますが、9款消防費であります。1項3目消防施設費ということで、513万6,000円の追加を補正額をお願いするものであります。内容については何度が申し上げているとおりに中店の消防団、第4分団であります。この消防ポンプ置き場、車庫なのであります。今田上駅前にあります。地権者から移転要請がある関係から別の場所を何とか確保できたことから、そちらのほうに今度移転させるということで、その関連の移設工事費ということでお願いするものであります。お願いしたい内容であります。

なお、車庫としては200万円程度、それから消防団についてはホースを干すサイレン塔等も必要になりますが、それ200万円、それから今ある場所の撤去費用として100万円程度を見込んでおります。

一般会計についての説明は以上であります。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、議案44号申し上げます。議案書の99ページ申し上げます。

平成30年田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ253万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,946万8,000円とするものでございます。

それでは、説明いたします。104ページ申し上げます。歳入でございますが、4款1項1目の繰入金でございますが、253万2,000円の減額をお願いするものでございます。この内容につきましては、一般会計の繰入金を減額するものでございます。

次に、105ページ、歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費101万2,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄に書いてございまして、人事異動により減額でございますので、よろしく申し上げます。

2款1項1目の下水道事業費152万円の減額をお願いするものでございます。これについても人事異動による増減整理をお願いするものでございますので、よろしく申し上げます。下水道事業については以上でございます。

次に、議案45号申し上げます。ページが111ページになります。よろしゅうございますでしょうか。議案45号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定につきましては、収益的収入の水道事業収益予定額を24万円減額し、4億5,536万

9,000円とする補正、収益的支出の水道事業費用予定額を35万7,000円減額し、2億5,994万7,000円とするものであります。

それでは、1ページおはぐりください。112ページになりますが、収入でございますが、1款2項4目他会計補助金、これにつきましては24万円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、4月の人事異動によります一般会計の補助金、これ児童手当分なのですが、職員の人事異動によりまして減額するものでございます。

支出でございますが、1款1項2目の総係費でございますが、補正額35万7,000円の減額をお願いするものでございます。その内容につきましても4月の職員の人事異動による増減整理をお願いするものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（高取正人君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、発言をお願いします。

11番（池井 豊君） では、91ページ、地域整備課の社会資本整備交付金事業を工事請負費につけかえるというような話であったのですが、交付金事業のときが川船河・西9号が1,200万円だったのが1,600万円に増額、逆に原ヶ崎・横場線が2,170万7,000円だったのが1,700万円に減額というふうに事業費が変わっているというのはこれどういう理由からなっているのかお聞かせください。

地域整備課長（土田 覚君） これにつきましては、組み替えお願ひしたものでございますが、幅員の関係、延長の関係がございまして、どうしても川船河・西9号線のほうを踏切まで全部終わらなければならないということがございまして、400万円を原ヶ崎・横場線から川船河・西9号に振り向けたものでございまして、その辺の分で原ヶ崎・横場線少なくなるわけですけれども、その足りない分については次年度要望する予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

11番（池井 豊君） 当初予算組んだときの計画を変更してやるというのは、これは新しい起債事業をするために、起債を受けるために、こういうふうに踏切まで延ばさなければ起債を受けられないから、こういうふうにしたのか、それとも全く交付金事業から起債事業に変えるときに、ついでによくよく見たらもうちょっと延ばしたほうが良いというような感じになったから、追加で事業やってしまえという形でふやすことにしたのか、そこら辺明確にしてください。

地域整備課長(土田 覚君) そういう意味はございませんでしたのですが、その前に29年度の補正もございましたので、もう同じ路線で29年度の補正が既にもう発注されて1,400万円あるわけですから、その残りを全部やろうとすると400万円ほど足りなかったものですから、原ヶ崎・横場線の中から組み替えたというか、全部終わらせるために組み替えるというものでございます。

(何事か声あり)

地域整備課長(土田 覚君) 交付金とは関係なく、総額の3,300万円は変わらないのですけれども、路線の中でやったり、とったりしたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

11番(池井 豊君) 私が聞きたいのはそういうこともあったのですけれども、当初予算で出された事業を計画変更する理由はどこにあったのかというところをちょっと聞かせてください。

地域整備課長(土田 覚君) この部分の400万円を原ヶ崎・横場線から川船河・西9号に振り向けたわけですけれども、幅員の見方が甘かった部分やそこをどうしても全部終わらなければなかったという部分がございまして、400万円を原ヶ崎・横場線から持っていったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そうでないとその踏切まで全部終わらないなということでは……

総務課長(吉澤深雪君) 恐らく地域整備課長が言いたかったのは、29年度の追加補正で川船河・西9号線が認められたということであったものですから、それを今回30年度に繰り越して今発注してあるものですから、その兼ね合いでいっそこれをまた細切れに当初の予定よりは、ふやすことできれいにもう川船河整備できるから、今回改めて追加をさせてもらったと。その分川船河のほうはかなり順調に終わるものですから、きれいな線でもう踏切まで行くことでもありますので、そうさせてもらいたいと。残った部分というか、原ヶ崎・横場線については大変申し訳ないのですけれども、まだまだ来年度以降も続く関係あるものですから、その分を川船河に振り向けて、それらをちょっとまた来年以降のほうにふやしていったというようなことを多分言いたかったと思うのですが。

11番(池井 豊君) わかりました。わかったのですけれども、これ予算で提案された当初予算の事業計画がこういうふうに交付金事業から起債事業に変わるのに乗じて事業変更しているのをそういうふうな、それに乗じて事業変更しているのに、明確な理由を示さないというのは何か我々議会としてはだまし討ち、ちょっと事業こっち延ばすよみたいな感じで非常によろしくないと思うので、こういう事業変更を伴

うときには事業変更伴ったということもはっきりと明示するように今後お願いしたいと思います。話はよくわかりました。

2番（藤田直一君）　ここのA地区の工事、B地区の工事、A地区の工事かからないで、B地区の工事かかっていたけれども、ここに予算が足りなくなったから、A地区の工事をここに持ってきた、こういう解釈ではないですよ。ここの工事やる人は待っているわけではないですか。そういうわけではないですよ。この工事をやめて、この金額をここに持ってきたのだよということではないですよ。もしここの工事をやめて、おくらせてこの予算をこっちへ持ってきたから変更しますねではちょっとおかしいと思うのです。そうであるならば補正予算を組んで、先に専決を受けて工事かかって、この工事はこの工事で待っている人がいるわけだから、継続するのは私は順当だと思いますけれども、そういうことでこうしているわけではないですよ。

地域整備課長（土田 覚君）　原ヶ崎・横場線は、そこのところ大正川からずっと来る工事でございますので、将来的には道の駅もあわせて全部終わらせるという計画で、まだまだこれから続くのですけれども、今川船河・西9号については踏切、川船方面のことなのですけれども、去年の続きから踏切までどうしても終わらなければならぬという、細切れができないということでございますので、今池井委員から言われているこちらの400万円をそちらのほうにという、400万円だけ終わらせる。そうなった理由は、先ほどもお話があったとおり補正予算の絡みが3月というか、1月以降にあったわけです。補正予算の関係がございまして、残りを精査したところ川船河・西9号については400万円ぐらい足りないということなので、今回の組み替えにあわせて事業費も組み替えたということでございますので、ご理解、どうしても踏切まで全線終わりたいということでございますので、そういうふうな形で事業費分を400万円を組み替えたということでございますので、よろしく申し上げます。

総務課長（吉澤深雪君）　若干補足させていただきます。池井委員がおっしゃったとおりなのであります。確かにこれは予算の交付金とは関係なく、事業費を組み替えるのだから、その説明はちゃんとしなければいけなかったというのはもちろん正当であります。本当にそうだと思います。今藤田委員おっしゃったのは、確かにAで決まっていたものをBに移すというものだから、その部分も本当にそのとおりであります。ただ、これは地元の小さい道路、生活道路というものではなくて、あくまで両路線とも幹線道路の関係なものでありますから、地元がどうこうというよりも、まずは町としての考え方を見ていたものを国の追加補正があった関係でもうすぐで、ちょ

っと増額することで川船河のほうは処理できると、きれいになるというようなことで、事業課としてはここで精算なり整理をさせてもらいたかったということで、今回補正という形で予算の組み替えをお願いしたということでもあります。説明になったかどうかわかりませんが、以上であります。

2番（藤田直一君） では、Aの工事をやらないで、この金額をBの工事に持っていったと。

（Aの一部の声あり）

2番（藤田直一君） 一部持っていったと。そういう解釈なのですね。その工事はもう終わっているわけですよ。これからやるのですか。

（これからですの声あり）

2番（藤田直一君） では、このおくれた一部は次年度に工事おくれるということですか。では、ここの地域の人が頭にくると言ったら困るよね。変な話、予定している工事が1年おくれる、そういうことですよ。部分的にそういうことなのですかということを知っている。要はこの工事に一部を持っていくということは、この工事がおくれるという解釈にとっていいのでしょうか。

以上です。

地域整備課長（土田 覚君） 今までにもこういう要は継続的なものについては、当然400万円分は向こうに、今回川船河・西9号にどうしても、今総務課長おっしゃったように終わるために行くわけですから、ここの延長が400万円分増えるのですが、今までも舗装修理の工事、社会資本整備交付金事業の中であっても、国の補助金は返すことが非常にできませんので、例えば請負差額が出たり、そうなれば延長を継続して例えば延ばしてくることもやっぱり事業の中ではあるわけです。したがって、おくれるという解釈ではなくて、延長を少し400万円分詰まるというような、同じことなのかもしれませんが、そういうことになりますので、これについてもこれから入札が行われて請け差等が出れば、当然またそれも延長を延ばしていくような形になりますので、そういう形で社会資本整備交付金事業については処理してきた経緯がございますので、ご理解願いたいと思います。

2番（藤田直一君） 意味わかりました。要はおくれるということなのですね、その部分だけ。では、そういうことのないようにやっぱりしてもらいたい。

以上でございます。

4番（渡邊勝・君） 今ほど原ヶ崎のほうの関係で短くなるという話があったわけでありましてけれども、それは原ヶ崎の区長さんも、3月のときに説明したときから距離

が減るということですか。言っていることわかる。各地区に平成30年度はこれをする、あれをするということで全部説明しているわけではないか。その中において当時話をしたのと今回言っていることの中身が違う。

地域整備課長（土田 覚君） 幹線については区長さん方に説明しています場所で間違いございませんけれども、今お話のあったどうしても川船河・西9号のほうに400万円ほど行くものですから、ただ延長が詰まるかどうかとも請負差額等がございまして、どうなるかというのは積算してみないとわかりませんが、箇所は変わりませんが、延長がこうなったりこうなったりするのはこれから入札をしたり、積算してみなければわからないところはございます。箇所は間違いなく各区長さんには全部お話ししてあります。

4番（渡邊勝・君） 道路の補正、当然400万円というような状態で、400万円がどのくらいになるかわからぬけれども、距離が短くなるという可能性は考えていいですか。

地域整備課長（土田 覚君） 先ほどからもお話ししているとおりその可能性はあります。ただ、先ほど来のお話が例えば入札が終わって川船河・西9号のほうで事業費が確定してくればこちらのほうに追加で回しますから、延長が詰まるかどうかというのは、積算の次第によって延長がこうなる、こうなるというのはわかりませんが、箇所は間違いありません。

4番（渡邊勝・君） できる限り現状の長さをするような状態にしていただければいいかなと思います。私も特に本田上の区長したときには工事に入るときになると中身が変わるということが非常にありましたので、区長やっているときに。よろしくお願いします。

以上です。

総務産経常任副委員長（椿 一春君） 78ページの起債のところなのですが、あと82ページとかも関連してくるのですけれども、ポンプ小屋を改修するので、30年度の当初予算のときの話の中に、たしか私の記憶によると入湯税を使われてポンプ小屋を……

（何事か声あり）

総務産経常任副委員長（椿 一春君） いや、そういうのが載っていた記憶があるのです。そこに入湯税を用いて消防の設備のものをというところを記憶しているのですが、そのものを社会資本整備事業のように起債事業にすると、後で30%、50%交付税措置を受けられるから、このポンプ小屋のほうも同じように防災の借入金でやるのか、そこのところを確認したいので、もう一度説明願います。

総務課長（吉澤深雪君） 入湯税の関係であります。入湯税は目的税ということで、消防施設、それから観光施設等に充てるということで徴収しております。それについてはまた予算等の参考資料でも説明ついておりますが、そのうち消防施設についてはポンプ小屋というわけではなくて、例えば消火栓の移設とか施設関係のほうに充当させてもらった話でというような関係であります。これについて今回起債というものは、あくまでもポンプ小屋の設置についてこの防災対策事業債というものが起債としてはということで、そういう可能性があったことから、お願いしたいと。ただ、これはただの借金ではなくて、これについても交付税措置が、そこに対して交付税の算入があるものですから、30%について償還があるものですから、借りたほうが有利だということで今回お願いしたい内容であります。

以上であります。

総務産経常任委員長（高取正人君） ほかにありませんでしょうか。

なければ、議案第43号、44号、45号について質疑は終了します。

続きまして、これより討論及び採決を行います。

最初に、承認第6号、専決処分について討論のある方おられませんか。

しばらくにしてないようですので、承認第6号について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 承認第6号は異議なしと認めます。よって、承認第6号は原案のとおり決しました。

続きまして、承認第7号について討論及び採決を行います。

承認第7号について討論のある方おられませんか。

しばらくにしてないようですので、採決に移りたいと思います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって、承認第7号は原案のとおり決しました。

続きまして、承認第8号について討論及び採決を行います。

討論のある方はおられませんか。

しばらくにしてないようですので、採決に移ります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって、承認第8号は原案のとおり決しました。

続きまして、承認第9号について討論及び採決を行います。

承認第9号について討論のある方はおられませんか。

しばらくにしてないようですので、採決に移りたいと思います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって、承認第9号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第42号について討論及び採決を行います。

議案第42号についてご意見のある方おられませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、これより議案第42号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第43号について討論及び採決を行います。

議案第43号についてご意見のある方おられませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結します。

これより議案第43号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第44号、これより討論及び採決を行います。

議案第44号について討論に入ります。ご意見のある方おられませんか。

しばらくにしてないようですので、これより採決に移ります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第45号について討論及び採決を行います。

議案第45号についてご意見のある方おられませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結します。

これより議案第45号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり決しました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時58分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成30年7月10日

総務産経常任委員長 高 取 正 人